

令和4年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名: こどもの森 学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を踏まえて保育運営を行っている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を整え、子どもが安全かつ安心して過ごすことができる場所を目指している。子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を行っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子ども達が安心して過ごせるよう環境を整え、子ども達の健全な育成を図っている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	子ども達の日々の様子は対話だけでなく連絡帳や学童だよりで伝えている。個人面談やお迎え、電話対応時にはコミュニケーションを図り、情報共有をしている。学校等の関係機関とは必要に応じて情報交換をしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	職員は放課後支援員研修に参加し役割について理解している。区や自社の研修に参加し自己研鑽に励んでいる。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重している。地域社会との交流や連携については、感染症の様子を見ながら来年度も工夫していく。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、頂いた内容に対しては迅速に対応している。またその内容については職員間で共有することにより事業内容の向上に生かしている。
6 事業内容向上への取組	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
	(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達の特徴や発達過程について日々の関りや研修等で理解を深め、一人ひとりの心身の状態を把握しながら遊びや生活の場を提供している。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	放課後の時間を豊かにするために保護者と連携し、それぞれの子どもの個性を捉えながら関りを持ち、心身の健やかな成長を促している。
	(2)育成支援の留意点	○	留意点について理解を深めた上で、育成支援の方針を立て、それを基に活動を展開している。子どもが主体性、社会性を自然に身につけられるよう努めている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	保育方針を基に月案を作成し、保育展開を行っている。子どもの状況や育成支援の内容を記録し職場内で共有している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	会議や引継ぎを丁寧に行い学童クラブの運営に関わる業務がスムーズに行えるようにしている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	子どもの生活の連続性を保証するために、情報交換を行っている。今年度は感染症対策のため懇談等は実施がなかったが、他の方法を探していく。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校と情報交換を行う際は個人情報や秘密保持について予め取り決めている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	系列園との情報共有や共同イベントの企画をしている。今後、より連携を取れる施設を増やしていく。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	子ども家庭支援センターと連携し、児童の見守りを行っている。今後感染症対策をしつつ、より工夫して地域との関係を深めていく。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館の児童と一緒に参加出来る行事を開催し交流の場を設けている。学童と児童館の連携をスムーズにとれるようにしていく。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント		
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	感染症マニュアルに従って対策を講じ、日常の衛生管理に努めている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	危険箇所は全職員で確認し把握し都度対策している。事故や怪我が発生した場合には、対応フローチャートに沿って速やかに適切な処置、対応を行っている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災及び防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	児童館と連携し、毎月災害訓練を行っている。災害時初期対応マニュアルに沿って方針を定めている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	学校の通学路以外の場所の危険箇所を職員間で安全を確認し関係組織と共有している。必要に応じて保護者や学校とも連絡取り合い共有している。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント		
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。子どもが心地よく過ごせるように室内のレイアウトにも配慮している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の配置基準に基づいて職員配置を行っている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援の単位ごとに育成を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	定員は40名を上限とし、それを超える場合は待機としている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00~19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に関する留意事項	○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	放課後児童支援員が健康で意欲を持って就業出来る様に労働環境の設備に努めている。健康診断を実施し衛生管理にも努めている。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。